

総 政 企 第 254号
平 成18年 6月 9日

統計審議会会長
美 添 泰 人 殿

総 務 大 臣
竹 中 平 蔵

諮問第310号
牛乳乳製品統計調査の改正について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「牛乳乳製品統計調査の改正計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

農林水産省は、平成19年1月以降に実施される牛乳乳製品統計調査（指定統計第33号を作成するための調査）について、生乳、牛乳及び乳製品の生産の実態をよりの確に把握するとともに、農林水産統計の減量化及び効率化に対応するため、別添のとおり、調査の範囲、調査事項及び調査方法の変更等を行った上で当該調査を実施することを計画している。

今回の改正計画については、統計体系の整備、統計需要への的確な対応、調査の効率的な実施等の観点から検討する必要がある。